

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の  
署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会会議録

---

令和5年8月2日 午後 1時30分 開 会

---

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	櫻井繁行
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博一
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹
委員	井出有史

---

欠席委員

なし

---

出席説明者

なし

---

出席書記名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

---

## 議 事 日 程

令和5年8月2日（水曜日）午後 1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
  - (1) 百条調査権の概要について
  - (2) 委員会運営要領（案）について
  - (3) 今後の委員会開催計画等（案）について
  - (4) 弁護士の選任について
  - (5) オブザーバー（弁護士）の設置について
  - (6) その他
3. 閉 会

---

開 会 午後 1時30分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は13名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関する久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございますので、申出のとおり傍聴を許可いたしますので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 1時31分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時32分]

それでは、書記に折本係長を指名いたします。

本日の日程は会議次第のとおりでございます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、(1) 百条調査権の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、事務局から、地方自治法第100条に基づく調査権等について、資料に基づきましてご説明させていただきます。資料をご覧いただきたいと思います。

こちらは、地方自治法第100条に係る部分の抜粋でございます。四角の中を説明したいと思います。

第100条第1項といたしまして、地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるというふうな規定でございます。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるという規定でございます。

続いて、第2項でございますが、議会において、当該地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言をする場合、民事訴訟に関する法令の規定を尋問に関する規定と準用して行うというふうに規定しているところでございます。

一般的なフローチャートといたしまして、1から8までの流れで証人喚問を行うものでございます。

1番としまして、100条調査特別委員会を開会します。

2番が、委員長が調査事件を議題といたします。

3番としまして、委員長が証人から証言を求める旨を述べるとともに、喚問に応じた証人に対してお礼を述べるものでございます。

4番が、委員長が証人に対し証言拒否等が可能な場合の注意事項及び証言を拒否した場合の罰則規定について述べるものでございます。

5番が、委員長が全員起立の下で証人に宣誓を求め、宣誓書に署名捺印をさせるものでございます。

6番としまして、委員長より証言する際の注意事項を述べ、証人に対して人定尋問を行うものでございます。

7番が、委員長から共通事項について主尋問を行い、その後、各委員より共通事項以外の尋問を行うものでございます。

尋問終了後、委員長が証人に謝意を述べ、退席をしてもらうというような流れでございます。

次に、第3項でございますが、この規定によりまして、出頭または記録の提出を受けた選挙人その他関係人が、正当な理由がないのに、議会に出頭せずもしくは記録を提出しないときまたは証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処するという罰則の規定がされているところでございます。

次に、2ページでございますが、不出頭の場合は、①、②の内容が処罰の対象となるものでございます。

証言拒絶権については、1から4の内容が免責される場合があるものでございます。

続いて、第4項において、議会が選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実について、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立てを受けたときについての規定でございます。当該官公署の承認がなければ、——当該官公署というのは市役所になるわけでございます——その承認がなければ、当該事実に関する証言または記録の提出を請求することができないというような規定でございます。この場合において、当該官公署が承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならないというものでございます。疎明とは、訴訟法上、裁判官に確信とまではいかないが、一応、確からしいという推測をさせる程度の証拠を挙げることであります。明らかな理由を表明しなければならないという規定でございます。

続いて、第5項におきましては、その一連の証言が秘密に属するものであると申立てを受けたときの疎明をする手続でございます。議会において、その疎明の理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言または記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができるというような規定でございます。

第6項につきましては、当該官公署が前項による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他関係人は、証言または記録の提出をしなければならないというような規定でございます。

第7項につきましては、先ほど証人で宣誓した選挙人その他関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3か月以上5年以下の禁錮に処するというような罰則の規定がされているものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第8項では、その罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を軽減または免除することができるというような規定でございます。

続いて第9項では、先ほどの選挙人その他の関係人が罪を犯したものと認めるときは、告発をしなければならないという規定でございます。こちらにつきましても8項同様に、議決前に自白したときは告発しないことができるというような規定でございます。

第10項につきましては、議会が今回調査を行うため、当該地方公共団体の区域内の団体等に対し照会し、または記録の送付を求めたとき、当該団体は、その求めに応じなければならないということで、区域内の当該団体に対する調査も可能というような規定でございます。

最後に、第11項でございますが、議会は、第1項の規定により調査を行う場合においては、予算の定額の範囲内において当該調査を行うために要する経費の額を定めておかなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、さらに議決を経なければならないというものでございます。

以上が百条調査権の概要でございます。よろしく願いいたします。

[鈴木貞行委員 入室]

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

⑧、3ページ。調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を軽減または免除することができるというふうに書いてあるんですが、これはちょっとどういうことなのか。自白というのは、例えば今回の場合は、対象がいますよね、久松議員ですが。自分の問題についてきちっと表明をするというような中身なんでしょうかね。

○議会事務局長（金子俊文君）

こちらにつきましては、罪を犯した者ということで、罪を認めたということで、自白したときには刑の軽減を図ることができる、または免除することができるということで、正直に答えて自白したときの対応だと思われま。

○佐藤文雄委員

減刑または免除することができるとなっておりますが、例えば、この調査委員会が終了する前にという意味なんでしょうかね。終了した旨の議決がある前にということだから、調査中にその自白をしたときということに限るとのことなんでしょうか。

○矢口龍人委員長

私から答えさせていただくと、報告書ができた時点で、それを議決しますので、その議決前ということだと思われま。要するに、本会議での議決の前に自白した場合には、ということかなというふうには受け取るんですが。

○佐藤文雄委員

報告書をここにまとめて、議会に報告書を出す議決前に自白をしたという場合は減刑というか、そういうふうになるよ、ということで理解してよろしいですか。

○矢口龍人委員長

まだ弁護士を選任しておりませんので、弁護士にお尋ねいただく内容かというふうに思います。

○佐藤文雄委員

分かりました。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○岡崎 勉委員

ちょっと聞きたいんですけども、この百条委員会に対して、取り下げておりますけれども、趣旨となっている、そういう調査というのにはできるんですかね。

○矢口龍人委員長

今のお話し、署名簿を取り下げたので、それに対して百条委員会ができるんですかというお話ですけども、執行部と議会は別ですので、我々の場合は百条委員会を設置したので、その後、取り下げるとか取り下げないという、それはまた別な問題であって、要するに内容をきちっと精査して審査するというのが、この委員会の内容だというふうに思います。

○岡崎 勉委員

その取り下げた方に対して、こっちに証人喚問とかなんかというのにはできないわけですよ。

○矢口龍人委員長

それに関しても、まだ弁護士が設置されておられませんので、弁護士の見解が、法律からの見解が必要かというふうに思います。

○佐藤文雄委員

6月12日に調査特別委員会を立ち上げたんだよね。だから、それから取り下げたって。取り下げた理由、田代代表がいろいろ言っていますけれども、断腸の思いだとかね。いろいろ言っていますけれども、逆にそのことでいろんな書類とか、今ここにも書いてある記録だとか、そういうものを請求できるし、私は逆に証人として呼ぶ必要が出てくるんじゃないかなというふうに思うんですよ。そうしないと、何のために6月12日に立ち上げたのかということになるわけです。立ち上げたこと自体は取り消すことはできないというふうに思うんですけども、事務局のほう、どうですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

今、佐藤委員からございましたように、これからこの後、協議していただきますけれども、弁護士の選任をお願いするわけでございますので、それらの取り下げた理由でありますとか、書類の請求でありますとか、参考人を呼ぶとか、弁護士と協議しながら進めていきたいと考えてございます。

○石澤正広委員

私は、この百条委員会を設けるに当たり、反対の立場でおりました。今回、田代さんが取り下げて、市としては、署名自体がなかったものと扱うというようなことをはっきり言っておりましたよね。その中で私たちが、この署名に関してのことで百条委員会を設ける理由があるのかなと、率直に私はそう思ったんですね。またこれをやるとなったときに、田代さんなり一般市民の人を呼んで聴取するという形が出てきます。そのことが本当にいいんだろうかと疑問があります。まして一般市民の人、百条委員会は大体、自治体、行政調査の事務に関してのことなのに、一般市民を証人にわざわざすること自体が、非常にこれはいいようには映らないんじゃないかなって、そう思えてならないんです。その辺、皆さんどう思うのかなと。そもそも論なんですけれどもね。立ち上げたからやるんだということよりも、本当にそのこと自体が市にとっていい形になっていくのかどうか。これが逆に市民の目から見た場合に、議会って何やっているんだみたいなことに移り変わらないでしょうか。これ非常に、この信頼関係を壊すし、よくないのかな、こんなふうに率直に思うんですよ。どうでしょう。

○矢口龍人委員長

石澤委員のお考えも分からないことはないんですけども、ただ、市民がどうのこうのとかおっしゃ

いますけれども、市民に来てもらう話をしていないんですよ、はっきり申し上げて。市民が対象ではないですよ。これは議員が対象なんですよ。

それで、代表である田代さんはね、これは当然ですよ、だって。疑念がかかっているんだからね。疑念がかかっているから、説明してもらうのは、またこれは当然そういう状況になれば、本人を呼んで聞くしかないでしょうけれども。まだ、そういう段階ではないですからね、今、ちょっと唐突じゃないですか。そういうことを今、始まる前にこういうふうなお話をするというのは、市民を持ち出して。これは、ここにあるように議員の疑念を晴らすことが目的なんですよ、分かりますか。何で一般市民が出てくるんですか、ここに。

○石澤正広委員

これを進めていく中で、そういうことが生まれてくると思います。そういうふうなこと自体がよくない方向にいつてしまわないかなというふうに私は心配しております。

○矢口龍人委員長

そういう心配はなさらないでいただきたいんです。まだ始まっていないんです。今から始めるのに、どういうふうにしてこれからこの百条委員会を進めますかという今お話ししているんですよ、分かりますか。

○石澤正広委員

分かります。

○矢口龍人委員長

だから、一般市民がどうのこうのって、まだそんな段階でも何でもないんですから、そういうことを今出だしにね、まだ弁護士も設置していないで、先ほどもいろいろお話がありましたけれども、これ法的に担保されている百条委員会ですから、粛々とやるしかないんですよ。

○櫻井繁行副委員長

この14人で百条委員会を行って行くんでしょけれども、我々もこの百条委員会というのは初めてのことで、ある程度、もちろん委員長にお任せをして、運営のほうはお願いしたいんですが、ただ、参考人招致に関しても、代表の田代さんが来る、来ないという話に関しては、恐らく弁護士、有識者を踏まえて、そういったことが可能なのか、その都度考えていかなければいけないことなのかなというふうに委員長、思うんですよ。

それと、先ほど佐藤委員がおっしゃっていた第8項のこの自白したという、こういう表現ですけども、要はこの百条委員会は、私の認識ですと、久松公生議員が、書けないとおっしゃっていた市民に対して署名を自ら書いてしまったと。それは賛同できないという人の名前があったわけですから、それが久松公生議員が書いてしまったと、この疑惑、だから、そこをどのように明確にしていくかというところが一番だと思うので、できれば署名があれば、筆跡鑑定をすれば一発だったと自分は思うんですけども。そういったところ、何を落とすどころにしていくのかというのは、先ほど岡崎委員もおっしゃっていたように、その辺は明確にして粛々とこの百条委員会を進めていければいいなというふうに共通認識を持てればと思ったんですが、これは委員長、いかがですかね。進め方が全然もう分かっていないんです。

○矢口龍人委員長

いや、ですから、粛々と進め方を今、お話ししていることであって、まず最初にこのお話をしたのが、この概要といいますかね、百条委員会ってこんなものなんだよという概要を説明して、それから粛々と先へ進もうと思うんですけども、途中でそんな市民がどうのこうのと何たらって言われると、ちょ

っと進みようがなくなっちゃうんですよね。取りあえず、どういう内容か、内容だけは皆さんでとにかく聞いていただいて、それで皆さんの意見を求める場所が来たときにどンドン意見をいただけるようにしたいと思うんですけれども、それでどうでしょうか。じゃないと、腰折られちゃうと先に進めなくなっちゃうんで。

○櫻井健一委員

すみません、このタブレットの中の後ろのほうに進め方のような、第10回まである計画みたいなものが入っております、この計画を先に提案していただければ、進め方というのがそこから見いだせるのかなと思うんですけれども、委員長、ちょっと後ろのほうをめぐっていただいて。

○矢口龍人委員長

そのとおりで、先にめくるといろいろ出ていますけれども、このとにかく一つ一つ、議題としてね、一つ一つ決まりをつけていきたいんですよ。先へ行ったり、手前へ戻ってきたりするのもちょっと何なんで。取りあえず今お話ししたように、今は百条調査権の概要でした。

それで、次に移ってよろしいですか。またまとめてご意見伺うようにしますから、後で。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、続きまして、次に（２）委員会運営要領（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、続きまして、（２）委員会運営要領（案）についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

１番、調査事項から４番の調査経費につきましては、６月の定例会で議決されました動議書と同様となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

なお、４番につきましては、協議事項（３）の中で、調査経費につきまして予算要求の金額及び内容について協議事項（３）のほうでご説明をさせていただきます。

続いて、５番、委員会のスケジュールでございますが、令和６年３月定例会にて調査報告を行うことをめどに10回程度の開催とし、また、開催日程につきましては、市ホームページ、記者クラブ等の投げ込み等で周知をしたいと思っております。具体的なスケジュールにつきましては、後ほど、こちらの協議事項（３）のほうでご説明をさせていただきます。

次に、６番、委員会の開催場所でございますが、原則として全員協議会室において開催し、そのほかの場所を使用する場合には、委員会で協議して決定するものといたします。また、証人の控室については、証人同士が同席しないことを基本に調整したいと考えてございます。

次に、７番、委員会の基本的な運営方針でございますが、委員会における会議は、原則公開とするものでございます。

なお、かすみがうら市議会規則第48条の規定に基づきまして、秘密会とすることができるとしてございます。

また、委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う旨、記載をしております。

次に、８番、記録の提出でございますが、記録の提出を求める場合は、委員会で協議して決定するものでございます。その後、委員長から議長へ記録提出要求書を提出しまして、議長が提出者に対し、記録提出請求書を速やかに通知をするものでございます。提出されました記録の取扱いにつきましては、提出者の意見を聞いた上で、その写しを委員のみに配付するものでございます。また、記録の返還は、

調査終了後に行うものとしてございます。

続いて、9番、証人の出頭でございますが、証人の出頭を求める際には、委員会で協議して決定していただきます。その後、記録の提出手続と同様に委員長が議長へ証人出頭要求書を提出しまして、議長が証人に対し、証人出頭請求書を速やかに通知するものとしてございます。また、証人が補助者を同伴する場合は、証人喚問の前日までに補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る必要があり、補助者は証人1人につき1人までとしております。

なお、補助者は、法律の専門家、または学識経験者とし、委員会において発言はできず、また、費用弁償の対象外とする旨を記載してございます。

次に、10番、証人の尋問についてでございますが、(1)で証人尋問においては、真実を述べるのが有益な結論を得るための手段でありますので、各委員は証人の人権に最大限配慮し、人権を阻害する行動は厳に慎むこととしてございます。

2番、3番では、証人の宣誓及び宣誓書記載の手続について、4番では、証人尋問の時間について、証人1人当たりおおむね1時間から2時間程度を目安とする旨、記載をしてございます。

5番から7番では、尋問の方法について記載してございます。

(5)は、委員長の共通事項尋問の後に、各委員が個別質問を行うこと、6番は、共通事項の尋問については、各委員から委員長へ提出される尋問通告書を基に議会事務局で集約し、委員各位に提出する旨の記載でございます。

次に、(7)尋問の方法は、一問一答方式とする旨、記載してございます。

次に、(8)では、証人は、記憶に基づいて証言することを原則としまして、資料の持参やメモを取る場合は許可を要する旨の記載でございます。

次に、(9)では、補助者との相談手続について記載してございます。

(10)では、委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する旨の記載をしてございます。

次に、11番、参考人の招致でございますが、委員会において、必要に応じて参考人制度を活用する旨の記載でございます。

次に、12番、会議録の調製でございますが、会議録は全文記録として、原則として公開します。ただし、会議を秘密会とした場合は、公開としないこととしているところでございます。

次に、13番、一般傍聴者への対応でございますが、原則、公開とするものでございます。ただし、委員会に配付した資料は、一般傍聴者には配布はしないということでございます。

次に、14番、報道関係者への対応でございますが、こちらも原則公開とするものでございます。

なお、テレビ、写真撮影については、報道関係者から申出があった場合、委員長はその都度、委員会で協議し、許可等を決定するものとしてございます。

(3)としまして、こちらも委員会に配付した資料は、報道関係者には配布をしないものとしているものでございます。

最後に、15番、その他といたしまして、運営上必要な事項について疑義が生じた場合には、委員会において、その都度協議するとしてございます。

説明については以上でございますが、この運営要領(案)につきましては、百条委員会を実施した市町村の運営要綱を参考としまして、あくまで素案としてお示ししてございますので、委員会で協議していただいて、決定していただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。



ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等もないようですので、ここでお諮りいたします。

以上の委員会運営要領（案）のとおりとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、（３）今後の委員会開催計画等（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

続きまして、協議事項（３）今後の委員会開催計画（案）についてご説明させていただきます。

資料１ページをお願いいたします。

１番、計画でございますが、本日、第２回目の委員会で、協議事項（１）から（５）までを説明させていただきますまして、会議の運営や調査の進め方について共通認識を持っていただきたいと考えているところでございます。

続いて、３回目につきましては、８月後半をめぐり、市執行部から署名活動に関する疑念等の説明を受け、次回委員会での証人喚問、または参考人招致について、３回目で協議を進めたいと考えてございます。

４回目以降は、証人喚問、参考人聴取を行い、協議、分析をしていただき、９回目と１０回目で委員会での調査報告書のまとめをしていただくような流れとなっております。

続いて、３ページで、予算計上の金額についてご説明をさせていただきます。

６月議会の動議書では、予算額２００万円以内ということで議決してございますが、今回、調査経費の金額といたしまして１５９万１０００円を予算計上するものでございます。内容といたしましては、弁護士の相談等に要する職員旅費１万円、次に、参考人費用弁償ということで、百条委員会に出頭する証人及び参考人に支給する旅費７万５０００円でございます。７５００円掛ける１０人分を見込んでございます。

次に、参考図書等の消耗品で６０００円、郵送料が１万１０００円でございます。

次に、弁護士法的助言業務委託で９８万７０００円でございます。こちらが弁護士費用というようなこととなります。内容といたしましては、百条委員会運営における弁護士からの助言に要する経費ということで、１か月５万円、実際は８月から委員会のほうが始まりますので、８か月分で４４万円でございます。

次に、実際、百条委員会に出席する際に支給します日当といたしまして、１回５万円で、１０回を見込んでおりますので、５０万円でございます。

次に、交通費として１０回分、４万６４００円でございます。

また、その下、百条委員会の会議録作成のための業務委託としまして、１０回分として５０万１６００円でございます。

合計、百条委員会調査経費といたしまして、１５９万１０００円を予算計上するものでございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

計画なんです、これを見ますと、10回ぐらいで終わるという予定ですが、これよりも短くなる可能性というのがあるような気がしますけれども、それはどうなのかなというふうに思ったんですが、今、3回目の市の執行部の説明というのは、これは必要だと思うんですね。もしないと始まらないですから。あとは、参考人とか証人喚問なんかは、このスケジュールも含めて、何人呼ぶのか分かりませんが、予算の中身で見ると、大体10人ぐらいというふうになっているので、そうするとかなり早く終わるんじゃないかなと思うんですが、そういうところまでは検討していませんか。

○矢口龍人委員長

あくまでも概算でございまして、ですから、今後の進め方によって変わってくると思いますので、今後の推移だと思います。

ほかに。

○佐藤文雄委員

弁護士の法的助言業務の月5万円というのは、これちょっとどういうことなのか教えていただけますか。

○議会事務局長（金子俊文君）

弁護士費用の積算につきましては、（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準を基に算出をしております。顧問料の月額5万円につきましては、その基準によりましては、月額5万円以上というようなことで、今回5万円と計上させていただいております。

日当につきましては、1日5万円から10万円というような基準でございましたので、今回は5万円という予算計上をさせていただいております。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、質問がないようですので、次に移ります。

以上で、委員会開催計画等（案）のとおりとすることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、（４）弁護士の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

○議会事務局長（金子俊文君）

続きまして、協議事項（４）、弁護士の選任についてでございます。

資料をご覧くださいと思います。

神奈川県弁護士会会員の大川隆司弁護士を選任したいと考えてございます。

大川弁護士は、1940年、神奈川県横浜市に出生されまして、1964年、東京大学経済学部を卒業され、翌年には司法試験に合格され、現在まで様々な経験、経緯を有する弁護士でございます。

また、大川弁護士の選任理由といたしましては、百条委員会の設置について、県内でもあまり案件がございません。当委員会に関する法的アドバイスを受ける弁護士の選任に当たりましては、実務経験や知識豊富な弁護士であることが望ましいとともに、急な相談にも対応して、即座に対応可能な弁護士が必要であります。

大川弁護士は、現在、弁護士事務所は開設しておらず、個別の相談のみということで、かすみがうら市の百条委員会設置についてご説明したところ、理解をしていただいたところでございますので、顧問弁護士として適当であると考えられますので、選任したいと考えてございます。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井健一委員

この大川隆司さんのところで、交通費って、さっきの費用弁償のところであったと思うんですけども、2320円ということが掲載されていますが、この人を雇ったということを前提に試算されたもので、予算がこれより高くなったり低くなったりはしないということによろしいのでしょうか。

○議会事務局長（金子俊文君）

お願いしたという形で計上させていただいております。

○櫻井繁行副委員長

有識者、弁護士を入れるということで、もちろん賛成なんですけど、1940年生まれと、御年83歳の方になる、もちろん人生経験も豊富な方だと思うんですけど、体調面等は大丈夫なのか。これから長丁場、来年3月ぐらいまで、計画では行っていく予定になっていますが、その辺も含めて選定理由についても一度確認をさせてください。

○議会事務局長（金子俊文君）

実際、大川弁護士とお話しさせていただきまして、83歳になると思えないほどはつきりした方でございますので、この健康面についても再度確認させていただきたいと思っております。

○櫻井健一委員

神奈川県から電車でその都度いらっしゃるということですよ。

○議会事務局長（金子俊文君）

細かい打合せはこれからになるかと思いますが、横浜市から電車でいらして、最寄りの駅までこちらからお迎えに上がるというような形を取りたいと思っております。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等もないようですので、ここでお諮りいたします。

以上のとおり本件に係る弁護士につきましては、事務局提案の大川隆司氏とすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、委員会運営要領（案）及び今後の委員会開催計画等（案）につきましては、ご承認いただいたところでございますが、ここで担当弁護士についてもご承認いただきましたので、改めて担当弁護士にも本内容につきまして照会させていただき、その際、修正、変更の必要が生じた場合には委員各位へご報告させていただきます。

次に、（５）オブザーバー（弁護士）の設置についてを議題といたします。

担当弁護士につきましては、本委員会にオブザーバーとして立ち会っていただきたいと思いますが、ご意見等がございますでしょうか。

○佐藤文雄委員

ちょっと分からない、このオブザーバー（弁護士）の設置についてという意味が分からない。これを言っているの、オブザーバーってなっているから。

○矢口龍人委員長

事務局長、説明してください。

○議会事務局長（金子俊文君）

次回の委員会から大川弁護士についても同席していただくようなことで考えてございます。

○佐藤文雄委員

いや、オブザーバーっていうから、何か発言はしないということでしょうか。ただ、見ているということなんですか。それオブザーバーというのがちょっと意味がよく分からなかったんで、そういうことが、大体この百条委員会の中では、そういうふうな形でオブザーバーで弁護士が参加するということが常に行われているんでしょうか。

○議会事務局長（金子俊文君）

ほかの状況を見てみますと、弁護士がオブザーバーとして入っている場合もございますし、議長、副議長がオブザーバーとして入っている場合もございます。

○小倉 博委員

先ほど佐藤委員も言ったけれども、オブザーバーということは、大体、発言権がないということを知っていて、そういうつもりなんですけれども、発言権はないんですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

議長とか副議長と同じように発言権はないものと考えてございます。それで、相談といたら暫時休憩等に相談していただくような形でございます。

○鈴木貞行委員

オブザーバー（弁護士）のほうなんですけれども、これ予算のほうには入っていないと思うんですけども、これはいいんですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

先ほど予算のご説明をさせていただいたと思うんですけども、その中で弁護士委託というような内容で、委託料です。

○鈴木貞行委員

分かりました。すみません。

○佐藤文雄委員

会議録に載らないと。相談をするときには暫時休憩をして、その時間を取って休憩をして、また再開して進めていくと。あくまでも弁護士の発言は全く会議録には載らないというふうな理解でよろしいですよ。

○矢口龍人委員長

そのとおりで、弁護士はあくまでもこの会議の中のやり取りを傍聴していて、それでもって後で、要するに法的にまずいことがあるとかないかということのためにいてもらうという状況なんですよ。だから、会議の中の委員ではないんです。ということで理解していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等もないようですので、ここでお諮りいたします。

担当弁護士につきましては、オブザーバーとして本委員会に立会いいただくということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了しましたが、そのほか委員の皆様から何かございますか。

○佐藤文雄委員

次回なんですけど、次回は、そういう意味では、オブザーバー（弁護士）というか、大川弁護士の日程を調整するのと議会のほうの調整で大体決まるということなんでしょうか。

○矢口龍人委員長

そのとおりです。要するに弁護士を選任しないうちは相談できませんので、日程も何も決められないんですよ。ですから、今度は、議決いただければ相談できますので、日程もおのずと決まってくると思います。

○佐藤文雄委員

第3回のところが、重要だと思うんですが、この執行部のほうの説明をもらう前に一定程度の資料というのは必要なんじゃないかなと思うんですが、私たちとしては。簡単にいうと、私が緊急質問して宮嶋市長が答弁したと。その会議録は私ももらっているんですが、それ以上のものはないんですよね。だから、そういう意味では、資料を、やはり請求する中身も、執行部が持っている資料を提出するよというふうな形で提出してもらわないと、分からないんじゃないかなと思うんですが。私は緊急質問しているんでね、この会議録もまだみんなに行っていないと思いますけれども。そういうことからいうと、資料がなくて、ただ執行部からの説明だけでは、何か、難しいんじゃないかなと思うんですよね。

○櫻井健一委員

今、佐藤委員の関連なんですけれども、資料として、僕たちが知識として持っていたいのは、署名運動をするに当たっての違反行為がどこまでなのかとか、代筆は認められているのかとか、そういったところの情報みたいなものをみんなが知り得た上で、その質問をそこから始めているとすごく時間がかかってしまうと思うので、情報としてそれが先にあるといいのかなと思うんですけれども、事務局のほうでそういったものを一緒に出していただけるといいかなと思ったので、いかがでしょうか。

○議会事務局長（金子俊文君）

佐藤委員、櫻井健一委員おっしゃるように、3回目の時点で、いきなりそこで資料を見ても分からない点もあると思いますので、執行部のほうと協議したいと思います。また、違反はどこまでが違反なのかとか、代筆はどうなのかというような、そういった内容も事前に確認させていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

私はその辺のところをやっていないんで、署名の中身そのものも、署名要旨、それだって分からないんだよね、署名そのものの要旨。だから、どこまで執行部のほうで出せるか。取り下げたということになると、その分、資料がまるっきりなかったら、今度は逆に取り下げた田代表に求めるということになると思うか、それとも、要望書の控えはこちらのほうによこしてあるのかどうか。だって、どうい

ふうな中身、一般的なことしか言わなかったでしょう、宮嶋市長は。聞くところによるとかなり細かくなっているというんですね。そういうのは皆さん分からないでしょう、見ていないから。ちょっとそれが必要だなと思っているんです。

○鈴木更司委員

田代代表のほうに取り下げたという署名簿そのものの提出を協力していただければと思いますけれども。

○矢口龍人委員長

いずれにしても進め方としても、まず、今おっしゃっていたように、執行部のほうの、要するに署名簿というの、市役所にはあるわけですよ、取り下げても。要するに受付したということは、イコール公文書になっちゃったんですね。それから、市で、要するに署名、相手に郵送したというデータも全部残っているし、また、市民から電話で連絡があったとか、それから資料で送ってきたとかって、それが100件以上あるような話なんですよ。ですから、そういうふうなものの提出とかは求めなきゃならないと思いますので。取りあえずそれで、市のほうで出せる資料は、全部関係資料を出してくれというような申し入れはしていきたいなというふうに思っています。

また、代表者に関するということもあるでしょうけれども、その後どうなんでしょうね。これもちょっと弁護士と相談してみましようよ。いずれにしても弁護士が入らないことには、相談、今度はね、これ1か月5万円という、要するに弁護士を拘束できるんで、ですから、いろんなデータでのやり取りとか、いろいろどうしたらいいというふうな相談も受けてくれるということなんで、取りあえず弁護士とのラインをつないで、やり取りしていければなというふうに思っていますので。

○来栖丈治委員

そもそも論、先ほど岡崎委員、石澤委員からもあったことなんですけど、確認をさせていただきたいんですけども、1ページに、この百条委員会は、普通地方公共団体の事務に関する調査を議会がすることができるということになっていて、この百条委員会を求める決議というのには、署名偽造に関する事項を調査するんだということに決議されています。そもそも地方公共団体の事務がどの辺までを、その署名簿が取り下げられた中で、事務というのがどの辺の範囲なのか。偽造ということについて、署名偽造に関する事項と書いてあるんで、署名簿がない中で偽造ということはどういうふうに調べるのか、どういうふうになるのかということが、その辺を調整して、弁護士の考え方というか、そういうところと相談したり、これ150万円ほどかかる、毎月5万円ほどかかるんだと思うんで、市の予算も含めて考え合わせると、効率的に相談行為をして、短期で終結できることが利だと私は思いますので、その辺の調整をしていただきたいなというのを、そういうことを思うんですが、いかがでしょうか。

○矢口龍人委員長

ごもっともなことだと思います。

○設楽健夫委員

この百条委員会の設置と内容は、政治活動、あるいは一般市民活動をやっていく上での重要な規範がつくられていく大切な委員会だというふうに思っています。そういう意味で、緊急質問の中で市長が説明文を送って、その回答書が来ていたという内容があったというふうに思いますけれども、この回答書についても、開示できるものであるならば、開示していただいて、その全容がどういうものであったのかということが分かってくるというふうに思っていますので、改めるべきは改めるというためにも、そのことについてお願いをしたいというか、検討していただきたい。

○議会事務局長（金子俊文君）

今までいろいろご意見いただきましたので、委員会としまして、真実を明らかにするのが目的でございますので、次回から、執行部のほうから出せる資料は全部出していただいて、そういう点も明らかに、そしてまた、弁護士もお願いするわけでございますので、進める中で、今後、法的根拠に基づいて、なるべく早期に終われるように、できれば進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○矢口龍人委員長

本日は以上で終わりたいと思うんですけども、よろしいですか。

それで、ちょっと付け加えさせていただくことがありますので、申し上げますけれども、「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関する久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会を散会いたします。

ここで、委員各位に申し上げます。次回の本委員会につきましては、必要な予算措置及び弁護士との日程調整等整い次第の開催としたいと思っておりますので、追って各委員にご連絡をいたします。

協議内容につきましては、先ほど委員会計画等（案）でご承認いただきましたように、市執行部から当該関係資料の提出及び出席を求めることといたしたいと思っております。あらかじめ委員長名で資料請求及び出席要求等を行いたいと思っております。

以上でございます。ご苦労さまでございました。

散 会 午後 2時35分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する  
疑念に関する調査特別委員会

委員長 矢 口 龍 人